これまでの「教育同盟」と「一般社団法人としての教育同盟」とは、どこが違うのか（Q&A）

1．一般社団法人となる理由は何ですか。

一つに、任意団体の「キリスト教学校教育同盟」と以前の「財団法人キリスト教学校教育同盟維持財団」とは、本来、表裏一体の組織でありながら諸般の事由により半世紀にわたって二つの組織として存在してきました。

2008年、公益法人制度改革三法の施行により二つの組織の統合の可能性が新たに起こってきました。統合実現の方法として、先ず財団法人の所持している寄付からなる基本財産の雲散を避け、その基本財産を教育同盟の活動に利するために用いることを考えて、財団法人を新たに一般財団法人に移行設立させることを、公益法人改革三法に則り内閣府に申請し、既にこのことは2013年4月1日に内閣府から認可を得ています。

その後、キリスト教学校教育同盟を一般社団法人に移行設立させ、その上で一般社団法人になった教育同盟が、一般財団法人キリスト教学校教育同盟維持財団を吸収合併する方法を選択したからです。

また、一つに、任意団体のキリスト教学校教育同盟の総会における責任の所在を明確にし、責任ある決議のなされることが、これまで様々な機会に求められてきたことに応えるためです。具体的には『キリスト教学校教育同盟百年史』終章第2節5．組織改革の必要性―総会改革を例に」に示されている事柄を実践するためでもあります。

2．一般社団法人の会員とは誰を指すのですか。

学校法人が会員となります。教育同盟には現在98の学校法人が加盟していますから、一般社団法人キリスト教学校教育同盟（以下、一般社団法人教育同盟）の会員は、98の各学校法人ということになります。

定款第9条に、「会員は、会員の代表者ないしその職務を行うべき者を選定し、これをこの法人に届けなければならない。」とありますが、「代表者ないしその職務を行うべき者」とは、理事長ないし院長・学園長・校長等を指します。

3．会員には、5種類あるそうですが、どのように分けられているのですか。

一般社団法人教育同盟の定款第6条に次のように定められています。

（1）A会員　この法人の設立の趣旨に賛同して入会した学校法人のうち、学校規模（学生・生徒・児童合計数）2万人以上の会員

（2）B会員　この法人の設立の趣旨に賛同して入会した学校法人のうち、学校規模（学生・生徒・児童合計数）1万人以上、2万人未満の会員

（3）C会員　この法人の設立の趣旨に賛同して入会した学校法人のうち、学校規模（学生・生徒・児童合計数）5千人以上、1万人未満の会員

（4）D会員　この法人の設立の趣旨に賛同して入会した学校法人のうち、学校規模（学生・生徒・児童合計数）2千人以上、5千人未満の会員

（5）E会員　この法人の設立の趣旨に賛同して入会した学校法人のうち、学校規模（学生・生徒・児童合計数）2千人未満の会員

4．総会の運営についてこれまでと変わる点はどこですか。

（1）議決権とは何ですか。

従来は総会に出席された方々全員で決議していましたが、決議に対する責任がその出席者の属する学校法人にあるのか、それとも個人に帰するのか不明瞭との指摘がありました。一般社団法人では、行使される議決権は学校法人を代表することになります。

今回、一般法人法に則り、検討を重ねた結果、（関西地区協議会総会における運挙規定等を参考に）議決権数を学校の規模に応じて配分することになりました。

なお、第96回総会において、1学校法人1代表者（1議決権数）という形は承認されなかったという経過があります。

議決権の数は、学校法人の規模（学生・生徒・児童の数）によって、次のように定款第19条に記載されています。

（議決権等）

第19条　総会における各会員の議決権は、次の各号のとおりとする。

（1）A会員　議決権5個（ただし、「学生・生徒・児童合計数」が2万人を超えるA会員については、更に1万人を超える毎に議決権1個を加える。）、（2）B会員　議決権4個、（3）C会員　議決権3個、（4）D会員　議決権2個、（5）E会員　議決権1個

教育同盟に加盟する98学校法人のそれぞれの規模に応じて配分される2014年度の議決権数は全体で163個です。別表に各学校法人の議決権数が一覧表になっています。

（2）割り当てられた議決権はどのように行使されるのですか。

定款第19条2、3に、次のように記載されています。

2「会員に割り当てられた議決権は不統一行使できる。」

各学校法人に割り当てられた複数の議決権は、それぞれの学校法人において原則統一表明されるものですが、特別な事情があれば、議決権一個ごとに賛成・反対の表明をすることもできるということです。

3「会員は、当該会員の代表者に準ずる者（たとえば、会員の代表者たる理事長に準ずる院長・学園長・学長・校長・宗教教育統括者・各部署責任者などの役職にある者をいう）又は総会の議長を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合において、会員は、総会ごとに、代理人の氏名及び役職並びに付与する議決権数を記載した代理権を証明する書面をこの法人に事前に届け出なければならない。」

①代表者が総会に出席する場合

会員の代表者は、当該学校法人に割り当てられている議決権を、総会に出席している当該学校法人のオブザーバーと協議し、議決権を行使します。

②代表者が総会を欠席する場合

会員は、その代表者が欠席する場合、代理人を届け出て議決権を行使することができます。①と同様に総会に出席している当該学校法人のオブザーバーと協議し、議決権を行使します。また総会の議長に議決権を委任することもできます。

（3）総会に出席するオブザーバーとは誰ですか。

定款第19条4に次のように記載されています。

4「会員は、当該会員の代表者又は前項による代理人を含めて（ただし、当該会員が、総会の議長を代理人とした場合は、その1名を含めない）、当該会員の議決権数の3倍数の人数まで、当該会員の代表者又は前項による代理人以外の代表者に準ずる者を総会に出席させることができる。この場合において、会員は、総会ごとに、当該会員の代表者又は前項による代理人以外の代表者に準ずる者の氏名と役職をこの法人に事前に届け出なければならない。なお、前項による代理人以外の代表者に準ずる者は、総会において議決権を行使することはできない。」

オブザーバーとは、総会での審議が多くの意見を踏まえて行われることを願い、会員の持つ議決権数の3倍数の人数まで各学校法人から総会に出席する者を言います。

総会では、学校法人内で意見交換が行い易いように、できるだけ学校法人ごとにまとまって着席していただきます。

5．「一般社団法人教育同盟」では、役員の選任はどのようになるのでしょうか。

定款第23条に「理事及び監事は、総会の決議によって選任又は解任する。」と規定されていますように、これまでと違う点は、すべての理事・監事が総会の議場で選任されることになります。

具体的手順

（1）常任理事会が理事・監事候補者を理事会に提出します。

①地区候補者11名（東北・北海道地区2名、関東地区4名、関西地区3名、西南地区2名）

②業務執行候補者3名（総務1名・会計2名）

③事業担当候補者（教育研究・広報・国際交流・キリスト教学校教育懇談会）等を含む候補者4名ないし6名

④監事候補者2名

（2）理事会は役員選任議案を作成し、総会に上程します。そして総会の議場で選任されます。

これまでは、理事会を欠席する場合は、委任状を出すことができましたが、一般法人法では理事は責任ある主体者として委任状を出すことができません。出席か欠席となります。

6．理事会の開催時期に変更がありますか。

一部、変更を予定しています。

従来の総会前日の理事会開催では、実質的に総会（6月）の準備のための理事会にならないことから、その理事会の開催を5月頃に移動させ、総会運営のための理事会を行います。ちなみに学校代表者協議会前の理事会は、従前通り開催します。このことから一般社団法人教育同盟の定例理事会は、5月と11月となります。

7．役員会である理事会に委任状は有効でしょうか。

定款第34条に、「理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。」とありますが、「代表者協議会前の理事会は、従前通り開催します。特に重要案件の決議の場合

各学校法人に配分された議決権数の札（袋に入れた各学校法人の議決権数の二色の札）は、各学校法人の代表者に総会開始前の受付時に手渡します。出席しているそれぞれの学校法人の方々と話し合い、最終的には代表者が議決権を行使します。代表者の欠席する場合は代理人が行使します。

8．総会での決議は、どのようになりますか。

定款では次のように記載されています。

（決議）

定款第20条　総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

このことから、議決において議決権の数を確認しなければならないことは言うまでもありません。通常は十分な審議を尽くした上で、質問・異議がなければ承認を得る形で進められていきます。

9．「一般社団法人教育同盟」となって、活動内容に変わることがありますか。

活動の内容（地区活動・全国活動）に変わることはありませんが、これまで以上に各学校法人としての責任が明確になり、総会においても責任ある決議がなされることになります。このことから決議された事柄の実施状況が問われてきます。

10．4地区の組織・運営は、変わりますか。

これまでと変わりません。地区協議会運営要領に基づき、各地区協議会ごとに規定を設け、これに従って組織・運営されます。（定款37条5項）

11．事務局は、変わりますか。

これまでと変わりません。ただし定款には事務局には事務局長その他の職員を置くとあり、事務局長、通称主事となります。

なお、従来の事務局規定では主事を理事にすることができる、とありますが、一般社団法人教育同盟では、定款第23条2項「理事は、会員の代表者若しくは同代表者の定める業務執行者でなければならない」とあり、理事になることはできません。

12．今後の手順

一般財団法人キリスト教学校教育同盟維持財団と一般社団法人教育同盟との統合について、内閣府との折衝が現在始まっています。

なお、一般社団法人教育同盟の定款はHPに掲載されています。

以上、定款のポイントを説明いたしましたが、さらに不明な点は、事務局までお問い合わせください。新しい歩みに、よろしくご協力のほど、お願い申しあげます。

2014年11月14日

理事会